

| | | |
|-----------|------------------|-------------|
| 公安委員会 | 全国殉職警察職員・警察協力殉難者 | 平成27年10月15日 |
| 説明資料No. 1 | 慰霊祭の開催について | 人事課 |

1 意義

明治7年の警察制度創設以来、その職に殉じた警察職員及び警察活動に協力し、又は他人の生命を救助しようとして殉難された方の御霊を慰めるため、昭和48年以降毎年開催され、今回で43回目となる。

2 開催日時

平成27年10月29日（木）午後1時30分～（約1時間）

3 開催場所

東京都千代田区隼町1番1号 グランドアーク半蔵門

4 主催

警察庁・公益財団法人警察協会

5 合祀する御霊

(1) 新たに合祀する御霊

| | | |
|-----------|----|-------|
| ○ 殉職警察職員 | 9柱 | |
| ○ 警察協力殉難者 | 7柱 | 計 16柱 |

(2) 合祀御霊の合計（上記16柱を含む。）

| | | |
|-----------|--------|----------|
| ○ 殉職警察職員 | 5,570柱 | |
| ○ 警察協力殉難者 | 627柱 | 計 6,197柱 |

6 参列遺族

| | | | |
|-----------|-----|-----|-----------|
| ○ 殉職警察職員 | 9遺族 | 33名 | |
| ○ 警察協力殉難者 | 5遺族 | 14名 | 計 14遺族47名 |

7 式次第

- (1) 開式
- (2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納
- (3) 式辞 警察庁長官
- (4) 黙とう
- (5) 追悼の辞 内閣総理大臣（調整中）、国家公安委員会委員長
遺族代表
- (6) 指名献花 警察庁長官、警察協会会長、遺族、内閣総理大臣（調整中）
国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員
都道府県公安委員会代表、都道府県警察代表
歴代国家公安委員会委員長、元国家公安委員会委員
衆議院議員、参議院議員、退職警察幹部
全国警察官友の会会長、警察協会賛助団体代表
警察協会役員、警察育英会役員
- (7) 一般献花 来賓（指名献花者を除く。）、次長、官房長、各局部長
総括審議官、首席監察官、人事課長、給与厚生課長
新合祀者関係府県警察本部長
- (8) 挨拶 警察協会会長
- (9) 閉式

1 開催日時

- (1) 柔道大会 10月14日(水) 午前9時00分から午後6時00分まで
 (2) 剣道大会 10月13日(火) 午前9時00分から午後6時00分まで

2 開催場所

日本武道館

3 開催結果

(1) 柔道大会

| 区分 | 優勝 | 第2位 | 第3位 |
|-----|--------|-------|-------|
| 第1部 | 大阪府警察 | 兵庫県警察 | 福岡県警察 |
| 第2部 | 埼玉県警察 | 広島県警察 | 熊本県警察 |
| 第3部 | 鹿児島県警察 | 栃木県警察 | 静岡県警察 |

(2) 剣道大会

| 区分 | 優勝 | 第2位 | 第3位 |
|-----|-------|--------|-------|
| 第1部 | 大阪府警察 | 佐賀県警察 | 北海道警察 |
| 第2部 | 宮崎県警察 | 神奈川県警察 | 埼玉県警察 |
| 第3部 | 山梨県警察 | 石川県警察 | 長野県警察 |

(3) 全勝賞

| 区分 | 所属 | 階級 | 氏名 |
|----|-------|-----|----|
| 柔道 | 大阪府警察 | 巡査 | |
| 柔道 | 兵庫県警察 | 巡査 | |
| 剣道 | 大阪府警察 | 巡査長 | |
| 剣道 | 宮崎県警察 | 巡査長 | |

4 今後の大会開催予定

「全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会」

日時：平成27年11月17日(火) 8時50分～

場所：東京都江東区新木場 警視庁術科センター

※ 氏名は省略

1 被害児童数の推移（図1）

- 出会い系サイトに起因する事犯の被害児童は48人（前年同期比-34人、-41.5%）。平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にある。
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童は796人（前年同期比+98人、+14.0%）。平成25年上半期以降、コミュニティサイトのうち、いわゆるID交換掲示板の利用に起因する犯罪被害は減少したものの、全体としては増加傾向にある。

2 被害児童の状況

- 被害の最も多い罪種は、出会い系サイトに起因する事犯では、児童買春（21人、全体の43.8%）、コミュニティサイトに起因する事犯では、青少年保護育成条例違反（371人、全体の46.6%）。（図2）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の方が、出会い系サイトと比べて低年齢層の割合が多い。（図3）
- 被害児童がコミュニティサイトへのアクセス手段としてスマートフォンを使って被害に遭った割合は9割弱。（図4）
- 平成22年頃多く見られたミニメール等により交流するサイトにおける被害は、事業者による被害防止対策が講じられた結果大きく減少した。また、平成26年に最も被害が多かったいわゆるID交換掲示板においても、一部サイト事業者による年齢確認の導入等により減少傾向にある。一方、チャットにより面識のない者と交流をするサイトや広く情報発信や友人等との交流に利用されるサイトでの被害が増加傾向にある。（図5）
- コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童で、フィルタリングの有無が判明した被害児童のうち、フィルタリングを利用していなかった被害児童は336人（96.3%）。（図6）

3 今後の対策

(1) 出会い系サイト対策

- 悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

(2) コミュニティサイト対策

- サイト事業者の規模、提供しているサービスの態様に応じた自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけの実施
 - ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の整備及び強化
 - ・ 実効性あるゾーニングの導入
 - ※ 「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。
- 関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進
 - ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの更なる普及促進
 - ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有
 - ※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

[Content Evaluation and Monitoring Association]

(3) 補導活動及び取締りの推進

- サイバー補導の積極的推進
- インターネットを通じた児童被害に係る犯罪の取締りの推進

| | | |
|---------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 埼玉県熊谷市における被害者多数の 殺人事件の検挙について | 平成27年10月15日 捜査第一課 |
|---------------------------|---------------------------------|----------------------|

埼玉県警察は、平成27年9月14日に埼玉県熊谷市の一般民家に侵入し、夫婦2名を殺害したとして、同年10月8日、被疑者を住居侵入・殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

国籍 ペルー共和国
 住居 不定
 無職 30歳

※ 平成27年10月8日退院

2 被害者

住居 埼玉県熊谷市
 無職 A男 55歳
 パート B女 53歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年9月14日、埼玉県熊谷市の一般民家に侵入し、被害者夫婦の胸部等を刃物様で突き刺すなどして殺害したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 平成27年9月14日、B女の知人の110番通報で、臨場した警察官が、A男、B女の遺体を発見、殺人事件として捜査本部を設置（第1事件）。
- (2) 同年9月16日、上記現場から約1.3キロメートル離れた一般民家において、安否確認要請で臨場した警察官が、家人（84歳女性）の遺体を発見（第2事件）。
- (3) 同日、第2事件を捜査中の警察官が、一般民家2階から顔を出し包丁を所持する男を発見し確保するとともに、同民家内から小学女児2名を含む3名（41歳女性、10歳女児、7歳女児）の遺体を発見（第3事件）。その後、2階から落下した同男は、埼玉県内の病院に入院。
- (4) 所要の捜査の結果、同男を第1事件被疑者と特定し、同年9月20日、住居侵入・殺人罪で逮捕状発付。
- (5) 10月8日、退院した被疑者を通常逮捕するとともに、第2事件・第3事件について、被疑者の関与を捜査中。

| | | |
|--------------------|----------------------------------------------|----------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 5 | 厚生労働省職員による情報連携基盤整備事業 をめぐる収賄事件の検挙について（警視庁） | 平成27年10月15日 捜査第二課 |
|--------------------|----------------------------------------------|----------------------|

警視庁は、平成27年10月13日、被疑者1名を収賄で通常逮捕した。

1 被疑者

収賄被疑者

氏名 ()

年齢 45歳

職業 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室室長補佐

※ 犯行時、厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐

※ 贈賄被疑者(保健医療関連のITコンサルティング会社役員)は
公訴時効成立

2 逮捕事実の要旨

収賄被疑者 () は、社会保障分野における情報連携基盤を整備するための事業に関する企画立案等の業務に従事していたものであるが、贈賄被疑者に対し、同省の平成23年度発注予定事業の仕様に関する情報を事前に教示するなどの便宜を図った謝礼として供与されるものと知りながら、平成23年11月、贈賄被疑者から、現金100万円の賄賂を收受したものの。

3 捜査の経過

所要の捜査の結果、上記事実を特定し、10月13日、被疑者1名を収賄で通常逮捕した。

1 概要

政府（中央交通安全対策会議）においては、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年以降、9次にわたって交通安全基本計画を作成し、総合的な交通安全対策を推進してきたところ。

現在、平成28年度から32年度までを計画期間とする第10次交通安全基本計画の作成作業が進められているところ、現時点で取りまとめられた「中間案」の概要（「第1部第1章 道路交通の安全」の部分に限る。）は以下のとおり。

2 基本計画の中間案（別添）の概要

(1) 目標【P. 11】

- ① 平成32年までに、24時間の死者数を2,500人(※)以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。(※平成26年の比率で換算すると、30日以内死者数では概ね3,000人となる)

【参考】平成30年を目途に、交通事故死者数を2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。(平成21年総理大臣談話等)

- ② 平成32年までに死傷者数を50万人以下にする。

(2) 今後の交通安全対策を考える視点

- ① 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
- ア 高齢者及び子供の安全確保
 - イ 歩行者及び自転車の安全確保
 - ウ 生活道路における安全確保

- ② 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項

- ア 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- イ 地域ぐるみの交通安全対策の推進
- ウ 先端技術の活用推進

(3) 講じようとする施策

- ア 道路交通環境の整備
- イ 交通安全思想の普及徹底
- ウ 安全運転の確保
- エ 車両の安全性の確保
- オ 道路交通秩序の維持
- カ 救助・救急活動の充実
- キ 被害者支援の充実と推進
- ク 研究開発及び調査研究の充実

3 今後のスケジュール（予定）

平成27年10月19日 意見募集手続開始

平成27年11月上旬 公聴会

平成28年1月 第5回中央交通安全対策会議専門委員会会議

平成28年3月 中央交通安全対策会議（本計画の決定）

1 背景

- 国内外において完全自動走行を視野に入れた技術開発が進む中、運転者の存在を前提としている道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）について、その見直しの必要性等に関する議論を開始する動きがある。
- 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、完全自動走行に係る国際条約改正の議論に取り組むとともに、事故時の責任関係や運転者の義務等の在り方について、我が国として検討を進めることとされている。

2 国際連合欧州経済委員会(UNECE)道路交通安全作業部会(WP1)第71回セッション

(1) 日程

10月5日（月）から同月7日（水）までの間

(2) 概要

- 車両に関する国際協定に適合した完全自動走行システムを想定した条約への改正の必要性等について議論
- 我が国がWP1の正式メンバーになることについて合意
※ UNECE内陸輸送委員会（次回は平成28年2月に開催予定）において合意されれば、正式メンバーとなる。

3 第22回ITS世界会議ボルドー2015

(1) 日程

10月5日（月）から同月9日（金）までの間

(2) 概要

- 自動走行を含めた7トピックごとに、産官学の専門家による講演及び会場周辺の公道におけるデモンストレーションを実施
- 警察庁から安全運転支援システム（DSSS）、信号情報活用運転支援システム（TSPS）等について講演

4 今後の取組

有識者を交えた検討委員会を設置するなどして、我が国で自動走行システムに関する公道実証実験を実施するに当たってのガイドラインを作成するほか、完全自動走行までの様々なレベルにおける自動走行についての法律上・運用上の課題の整理・検討を進めていく。